

# 児童相談所運営指針(厚生労働省) 抜粋

また、親権者以外の親族に監護されている未成年者や、自立したり民間のシェルターで生活している未成年者等については、これらの措置によることが適当ではない場合がある。

このような未成年者に対しては、本人から保護者による虐待やつきまとい等の具体的内容について聴取した上で、親権喪失等の審判の請求を検討するほか、以下のような支援を行う。

## (1) 民事訴訟又は保全処分による措置

裁判所による当該未成年者への面談強要等の禁止を求めるものとして、民事上の差止請求又は民事保全法に基づく仮処分の申立てが考えられる。

具体的には、人格権に基づく妨害排除請求又は被害予防請求としての面談強要等禁止を求める訴えの提起又は訴えの権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分の申立てによることとなるため、必要に応じて弁護士等と相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

なお、未成年者は制限行為能力者であり、自ら訴えの提起及び民事保全の申立てをすることができないことから、当事者が親権者である場合には、親権喪失又は親権停止の審判をした上で、法定代理人において訴えの提起等を行うことが原則であるが、法定代理人の選任手続を待っていたのでは損害を受けるおそれのある場合など緊急を要するときには、特別代理人の選任を申し立てた上で、親権喪失等の審判を経ずに訴えの提起等を行うことも考えられることに留意する。

## (2) 警察への相談

保護者が未成年者につきまとい等を行っている場合には、事案によりストーカー行為等の規制等に関する法律や他の刑罰法令に抵触することも考えられることから、必要に応じて警察に相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

## 第5章 一時保護

### 第1節 一時保護の目的と性格

法第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもを一時保護所に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護は行政処分であり、保護者等に対する教示については、第4章第1節に示すところによる。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」による。

## 1. 一時保護の必要性

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

### (1) 緊急保護

ア 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法第28条の規定によるものを除く）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

エ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

## 2. 一時保護の期間、援助の基本

(1) 一時保護は子どもの行動を制限するので、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

(2) 一時保護の期間は2か月を超えてはならない。ただし、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。なお、引き続き一時保護を行う場合の手続については、第2節の3. を参照されたい。

(3) 子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する。

(4) 援助に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、いやしくも身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

(5) 一時保護における子どもの援助等については、施設運営基準第13条に準じて、具

体的な要領を都道府県等で定めることが適当である。

- (6) 一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要である。

しかしながら、近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

ア 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応や、

イ 児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な援助の確保に努めることが重要である。

- (7) 一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年の一時保護については、当該少年の心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該少年のプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあつては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備されたい。

- (8) 児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行児童を共同で生活させないことを理由に、非行児童の身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、児童福祉施設やその他の機関等への委託一時保護の活用、広域的な対応等により、こうした混合での援助等を回避し、すべての子どもに適切な援助を行うことが必要である。

なお、警察のもとにある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成13年3月8日付け警察庁丁少発第33号通知により、各都道府県警察本部等宛に通知されているので留意願いたい。

### 3. 一時保護の強行性

- (1) 一時保護は原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りでない。
  - (2) 現に一時保護を加えている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。  
なお、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう十分な調整を図る。
  - (3) 一時保護は、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合にも行うことができる。これは、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から例外的に認められているものである。なお、この場合においても親権を行う者又は未成年後見人の同意を得るよう十分な調整を図る必要がある。
4. 一時保護中の児童相談所長の権限

(1) 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中（委託一時保護中も含む。）の子どもで親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、第4章第9節の3. (4)を参照されたい。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ア 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- イ 子どもに医療行為（精神科医療を含む。）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ウ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

(2) 親権者等のある子どもの場合

ア 児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中（委託一時保護中も含む。）の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等

は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第33条の2第3項）。

この規定については、児童福祉施設に入所中の子どもや里親に委託されている子どもについては、施設長や里親が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとることができることとされており（法第47条第2項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、『「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について』（平成24年3月9日雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

#### イ 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされている（第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等

・児童家庭局総務課長通知)を参考とされたい。

## 5. 行動自由の制限

### (1) 行動自由の制限

一時保護中は、入所した子どもを自由な環境の中で落ち着かせるため、環境、援助方法等について十分留意する。無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

### (2) 制限の決定

行動自由の制限の決定は、判定会議等において慎重に検討した上で児童相談所長が行う。なお、このことについては必ず記録に留めておく。

### (3) 制限の程度

子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

### (4) その他

行動自由の制限については本指針に定めるほか、昭和25年7月31日児発第505号「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」及び昭和24年6月15日発児第72号「児童福祉法と少年法の関係について」による。

## 第2節 一時保護所入所の手続き

### 1. 一時保護の開始

#### (1) 入所前の手続き

ア 一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

イ 一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡をとって相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡をとり、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

ウ 一時保護の決定に当たっては、原則として子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行う必要があるが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。

エ 一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

オ 原則として入所前に健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。

カ 一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童

票を作成し、一時保護中に実施する検査等の予定を一時保護所での生活のプログラムの中に折り込めるようにしておく。

(ア) 子どもの住所、氏名、年齢

(イ) 事例担当者、事例の概要

(ウ) 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項

(エ) 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項

(オ) 子どもの所持物

キ 他部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。(別添15)

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。

## 2. 入所時の手続き

- (1) 担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。
- (2) 子どもの所持品を点検し、子どもの持ち物に記名させるとともに記録する。また、持たせる必要のないもの及び持たせることが不適当なものは一括して記録し、前者は一時保護部門で保管し、後者は総務部門で保管する。
- (3) 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、必要なものを支給又は貸与する。
- (4) 緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。入所前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、入所後必要に応じ医師の診察を受けさせる。
- (5) 身体的外傷がある子どもについては、入所時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

## 3. 一時保護の継続の手続

(1) 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている。継続が必要な場合としては、例えば、

- ① 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申し立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
  - ② 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合
  - ③ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合には、意見聴取を要しない。

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（第4章第5節1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、児童福祉審議会の意見を聴いた上で継続する場合には、その意見聴取の結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

(2) 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等が行方不明であること等により意向を書面で確認できない場合等もあることから、親権者等への説明の状況、親権者等の意向等について記録する。



親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり児童福祉審議会の意見を聞かなければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、児童福祉審議会の意見を聴く前に一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

### (3) 児童福祉審議会における意見の聴取

親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から2か月ごとに（一時保護開始から2か月、4か月、6か月等経過する前）、その2か月が経過する前に、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に意見聴取ができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、意見聴取が必要であることが判明した後速やかに意見を聴くこととする。

児童福祉審議会における意見聴取は、会議を開催して行うことが望ましいが、例えば、日程調整が難しいなど会議の開催が困難であるため、各委員が会議を開催しないことに同意する場合には、全委員から個別に対面や書面等で意見を聴取し、児童福祉審議会としての意見を得る方法（以下「持ち回りの方法」という。）も考える。この方法を用いる場合など児童福祉審議会の運営に関しては、事前に児童福祉審議会の会議の場において、運営方法、手順等について確認されたい。ただし、2回目以降の継続の場合には、会議の場で重点的に議論することが望ましい。

意見聴取に当たっては、児童福祉審議会に、当該事案の概要（子ども、保護者や家庭の状況、家庭を取り巻く関係機関の状況等）、継続の理由、児童相談所の方針等について提示する必要がある。

## 第3節 一時保護所の運営

### 1. 運営の基本的考え方

- (1) 子どもを安定させるためには、家庭的環境等快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもができるだけ自由に活動できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが楽しく落ち着いて生活できるための設備及び活動内容を工夫する。
- (2) 一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮し、

子どもが安心感や安全感を持てる生活の保障に努めなければならない。

- (3) 一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（則第35条）。設備運営基準第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。
- (4) 一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時の調査、指導、入所中の調査、診断、指導等については、他の各部門との十分な連携のもとに行う。
- (5) 一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活をともにすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

## 2. 子どもの観察

担当者は、援助指針を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の行動を観察し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

## 3. 保護の内容

- (1) 一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、必要に応じ性別、年齢別に数グループに分けて、起床から就寝に至る間の基本的な日課を立て、その上で子どもの状況により具体的運営を行うようにする。
- (2) 午前中は学齢児に対しては学習指導、未就学児童に対しては保育を行い、午後は自由遊び、スポーツ等レクリエーションのプログラムを組むことが適当である。夜間は、読書、音楽鑑賞等により楽しませることに配慮する。また、夜尿等特別な指導や治療的関わりを必要とする子どもに対する指導等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

### (3) 生活指導

ア 生活指導は掃除、洗面、排せつ、食事、作業、洗濯、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行う。したがって、具体的な生活指導方針を定め、すべての職員がその方針に即した生活指導を行う。

イ 幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

ウ 無断外出等の問題を有する子どもに対しては、慎重な生活指導を行う。

### (4) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。したがって、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

(5) 食事（間食を含む。）

ア 一時保護所は他の施設と異なり、子どもの移動がかなり激しいので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、楽しい雰囲気の中で提供する。

イ 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事指導を行う。

ウ 栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

(6) 健康管理

ア 子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

イ 毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(7) 教育・学習指導

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。

(8) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年については、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、援助の内容を決定することが必要である。また、重大事件に係る少年であっても行動自由の制限は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、個別対応しなければならない事

例の場合、個別対応プログラムを作り対応することが基本である。

#### 4. 安全対策

- (1) 火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。
- (2) 避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。
- (3) 日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。
- (4) その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、平成13年6月5日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」による。

#### 5. 子どもの権利擁護

##### (1) 被措置児童等虐待の防止について

平成20年児童福祉法改正法において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、第33条の10で、被措置児童等虐待の定義を定め、第33条の11で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等に心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

一時保護所に入所する子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされたていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、暖かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の一時保護所の職員が入所中の子どもの対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努めること。

なお、被措置児童等虐待については、本指針に定めるほか、平成21年3月31日雇児福発第0331002号・障障発第0331009号「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」による。

##### (2) 子ども同士の暴力等の防止

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しなければならない。

### (3) 苦情解決等の仕組みの導入

一時保護所においては、設備運営基準第14条の3に準じて、意見箱の設置といった子どもからの苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。

万が一職員による身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、加害行為を行った子どもに対する指導等の徹底や援助体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

## 6. 無断外出への対応

(1) 一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。具体的な対応は、子どもの状態や当該児童相談所の体制に基づき工夫していくこととなるが、例えば、一時保護所からの自由な出入りを制限する、その子どもを他の子どもとは別の部屋で生活させ常時職員が目が届くようにしておく、その子どもに特別な日課を用意する、といった対応もケースによっては採りうるようにしておくことが考えられる。

(2) 一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

(3) 一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、もとの児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

(4) 一時保護中の子どもが無断外出した場合は、その原因を検証し、対応策を講じるなど、再発防止に努めるものとする。

## 7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

(1) 入所中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から行う必要がある。

(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を

行うことができるとされている（昭和36年6月30日児発第158号）。

また、児童虐待防止法第12条の規定により、一時保護及び同意入所の場合にも、強制入所等の措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされた。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされた。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

- (3) 一時保護する少年に対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、児童福祉法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力されたい。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行うこととされた。

## 8. 観察会議等

- (1) 業務の引継ぎについて十分配慮するとともに、各担当者はその担当する子どもの状況について十分把握する。
- (2) 原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの観察結果、一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

## 9. 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活指導事項等についても十分な連携を行う。

## 10. 退所

- (1) 一時保護の目的を達成したときは子どもを退所させる。
- (2) 家出した子ども等を一時保護し、保護者が判明した場合は、保護者等から事情を

聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者への引取りが適切と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、第3章第2節のとおりである。

- (3) 移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者・旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の通知を参照すること。
- (4) 一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、関係機関等にも連絡するよう努めること。

#### 第4節 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

##### 1. 子どもの所持物

- (1) 一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられる。
- (2) 児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。
- (3) 盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。

なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続きが規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

- (4) 衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもに持たせておいてよい物については、記名させる等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。また、子どもに持たせておく必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。
- (5) 所持物の中に覚せい剤等がある場合には、直ちに警察署に連絡する。

##### 2. 所持物の保管

- (1) 子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。
- (2) 法第33条の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する。（地方自治法第235条の4第2項）

(3) 所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身のまわり品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

(4) 腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる。（法第33条の2第2項）

### 3. 所持物の返還

#### (1) 子ども等に対する返還

ア 保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

イ 子どもに所持させることが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

ウ 返還の際には受領書を徴する。

#### (2) 返還請求権者に対する返還

ア 保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない。（法第33条の2第3項）

なお、上記1(3)で記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあるので、警察と協議の上、返還を決定すること。

イ なお、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

ウ 正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

#### (3) 返還請求権者不明等の場合の手続き

ア 請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない。（法第33条の2第4項）

イ 公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する。（法第33条の2第5項）

### 4. 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

ア 子どもの所有物は、子どもの身柄とともに移管する。

イ 公告した物は移管しない。

ウ 子どもの所有に属しない物で未だ公告していないものは、原則として移管しな



い。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

## 5. 子どもの遺留物の処分

### (1) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければならない。（法第33条の3）

### (2) 処分の方法

ア 遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、すべてこれを遺留物受領人に交付する。

イ 遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

ウ 腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

## 6. 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本指針のほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

## 第5節 委託一時保護

(1) 子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

① 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合

② 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合

③ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合

④ 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合

⑤ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが

必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）

⑥ 現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設等や里親等あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合

⑦ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項又は第33条の7の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託すること。

(2) 委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

(3) 具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

(4) 委託期間については、医療機関に委託する場合等特に子どもの福祉を図る上で必要と思われる場合等を除き必要最小限度の期間とし、速やかに他の援助等を行う。

(5) 委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、一時保護委託決裁簿を備えつけ、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。

(6) 委託一時保護に関する事項については本指針に定めるほか、昭和25年7月31日児発第505号「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」による。

## 第6章 事業に係る留意事項

### 第1節 家庭、地域に対する援助等

#### 1. 家庭、地域に対する援助

児童相談所は、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動のほか、家庭、地域に対する相談援助活動の総合的な企画及びその実施を市町村等の関係機関と連携しつつ、積極的に行っていく。具体的には、次のような活動が考えられる。

① 比較的子どもに関する問題の多い地域に対する巡回相談

② 子育ての悩みや子どもの悩みについての電話相談